

4月
から

国民健康保険が変わります

わたしたちの健康を支える「国保」が4月から変わります。制度の変更点をお伝えするとともに、75歳以上の方を対象にした新たな「後期高齢者医療制度」の開始に伴う、さまざまな注意点をお知らせします。

保険料の構成区分と限度額が変わります

限度額の変更で、保険料が上がる方もいます。6月にお送りする通知書でご確認ください



後期高齢者医療制度の開始に伴い、国保保険料が、これまでの「医療分保険料」「介護分保険料」に、「支援金分保険料」を加えた3区分に変わります。通知書などに記載される区分と金額が変わりますのでご注意ください。また、保険料の限度額はそれぞれの区分ごとに設けられます。

■保険料の構成区分	★は予定の金額です
医療分保険料 今まで 74歳以下の方の医療費に充てる分 + 老人保健法の該当者(75歳以上および一定の障がいのある65歳以上の方)の医療費に充てる分 (限度額53万円)	医療分保険料 4月から 74歳以下の方の医療費に充てる分(限度額44万円★)
介護分保険料 介護費用に充てる分 (限度額9万円) <small>※40歳～64歳の方のみ</small>	介護分保険料 介護費用に充てる分 (限度額9万円) <small>※40歳～64歳の方のみ</small>
支援金分保険料 後期高齢者医療制度の加入者の医療費に充てる分 (限度額12万円★)	

保険料の使い道をはっきり区別するための変更です。今回の区分変更で、保険料が一律に上がるわけではありません



医療と介護の自己負担額が合算できるようになります

4月から、同一世帯において、1年間の国保と介護保険による自己負担額の合計が限度額を超える場合、申請により超えた額が払い戻されます。

1カ月単位で申請できる現在の高額療養費制度と併用できます



■1年間の自己負担限度額(予定)

	70歳未満の方がいる世帯(国保+介護)	70歳～74歳の方がいる世帯(国保+介護)	[参考] 75歳以上の方(後期高齢者医療制度+介護)
現役並み所得者(注1)、上位所得者(注2)	126(168)万円	67(89)万円	67(89)万円
一般	67(89)万円	56(75)万円	56(75)万円
低所得者	34(45)万円	区分Ⅱ(注3)	31(41)万円
		区分Ⅰ(注4)	19(25)万円

※限度額は毎年8/1～翌年7/31までの12カ月で計算。申請は来年8月から受け付ける予定です。平成20年度に限り、20年4/1～21年7/31の16カ月で計算することもでき、その限度額は()内の額です。

注1:課税所得が145万円以上
 注2:各加入者の所得から33万円を引いた合計額が600万円を超える
 注3:世帯員全員が市民税非課税 注4:注3に加え、所得が一定基準以下

自己負担割合の引き上げを据え置きます

4月から、病院の窓口で支払う自己負担の割合が1割から2割に引き上げられる予定でしたが、来年3月まで1割に据え置かれることになりました。新しい高齢受給者証は、3月末までにお送りします。

国保の加入者が世帯に1人になった場合は、5年間、医療分・支援金分保険料の平等割額を半額とします。

また、前年の所得が一定基準以下の世帯は、平等割額と均等割額が減額されますが、5年間、後期高齢者医療制度に移行した方の所得と人数を含めて減額判定を行います。いずれも申請の必要はありません。

申請により2年間、保険料の所得割額がかからず、均等割額が5割減額されます。

さらに、社会保険や共済組合の扶養に入っていた方だけの世帯は、平等割額も5割減額されます。

【所得割額】

(所得に応じてかかる額)
 各加入者の前年の所得から33万円を引いた合計額
×13.37%

まーくん・はかせのポイント解説付き!!



はかせ まーくん

[問い合わせ先]
 国保年金課
 ☎211-2952